

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領(改定)

参考

原文	改定
<p>第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 評価の実施手続</p> <p>(2) 評価の実施時期は、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。</p>	<p>第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 評価の実施手続</p> <p>(2) 評価の実施時期は、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、個別箇所です予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。</p>
<p>(3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>① 直轄事業 地方支分部局等は、関係する地方公共団体等の意見等評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、評価を受けるために必要な資料(以下「評価に係る資料」という。)を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。</p> <p>②1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、新規事業化要求等を行う。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定する。</p>	<p>(3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>① 直轄事業 地方支分部局等は、関係する地方公共団体等の意見等評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、評価を受けるために必要な資料(以下「評価に係る資料」という。)を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。</p> <p>②1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、新規事業化要求等を行う。本省等は、当該事業の予算化等について、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定する。</p>
<p>2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存</p> <p>所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。)は、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です予算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。</p>	<p>2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存</p> <p>所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。)は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。</p>
<p>3 一括配分に係る事業に関する特例事項</p> <p>② 1(3)の規定については、以下のとおりとする。</p> <p>1) 直轄事業については、1(3)①の規定にかかわらず、地方支分部局等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。</p> <p>2) 独立行政法人等施行事業及び補助事業等については、1(3)②及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。</p> <p>3) 1)又は2)の場合、地方支分部局等は、評価に係る資料及び予算化等に係る対応方針(独立行政法人等が行う補助事業又は補助事業等の場合は、補助金交付等に係る対応方針)を本省等に送付するものとする。</p>	<p>3 一括配分に係る事業に関する特例事項</p> <p>② 1(3)の規定については、以下のとおりとする。</p> <p>1) 直轄事業については、1(3)①の規定にかかわらず、地方支分部局等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。</p> <p>2) 1)又は2)の場合、地方支分部局等は、評価に係る資料及び予算化等に係る対応方針(独立行政法人等が行う補助事業又は補助事業等の場合は、補助金交付等に係る対応方針)を本省等に送付するものとする。</p>
<p>第8 施行</p> <p>1 本要領は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領(平成20年7月1日改定)」は、廃止する。</p>	<p>第8 施行</p> <p>1 本要領は、平成21年6月12日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領(平成20年7月1日改定)」は、廃止する。</p>

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領(改定)

原文	改定
<p>第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 評価の実施手続</p> <p>(2) 評価の実施時期は、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。</p>	<p>第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 評価の実施手続</p> <p>(2) 評価の実施時期は、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、個別箇所です予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。</p>
<p>(3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>①1) 直轄事業(本省等が行うものに限る。) 本省等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。</p> <p>2) 直轄事業(本省等が行うものを除く。) 地方支分部局等は、データ収集等を行い、評価を受けるために必要な資料(以下「評価に係る資料」という。)を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。</p> <p>②1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、新規事業化要求等を行う。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定する。</p> <p>2) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業に限る。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに(間接補助事業の場合については、地方公共団体と十分な調整を図るものとする。)、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。</p>	<p>(3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>①1) 直轄事業(本省等が行うものに限る。) 本省等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、当該事業の予算化について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。</p> <p>2) 直轄事業(本省等が行うものを除く。) 地方支分部局等は、データ収集等を行い、評価を受けるために必要な資料(以下「評価に係る資料」という。)を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、当該事業の予算化について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。</p> <p>②1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、新規事業化要求等を行う。本省等は、当該事業の予算化等について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定する。</p> <p>2) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業に限る。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに(間接補助事業の場合については、地方公共団体と十分な調整を図るものとする。)、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。</p>
<p>2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存</p> <p>所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。)は、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です予算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。</p>	<p>2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存</p> <p>所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。)は、1(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。</p>

<p>3 一括配分に係る事業に関する特例事項</p> <p>② 1(3)の規定については、以下のとおりとする。</p> <p>1) 直轄事業については、1(3)①の規定にかかわらず、地方支分部局等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。</p> <p>2) 独立行政法人等施行事業及び補助事業等については、1(3)②及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。</p> <p>3) 1)又は2)の場合、地方支分部局等は、評価に係る資料及び予算化等に係る対応方針(独立行政法人等が行う補助事業又は補助事業等の場合は、補助金交付等に係る対応方針)を本省等に送付するものとする。</p>	<p>3 一括配分に係る事業に関する特例事項</p> <p>② 1(3)の規定については、以下のとおりとする。</p> <p>1) 直轄事業については、1(3)①の規定にかかわらず、地方支分部局等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。</p> <p>1) 独立行政法人等施行事業及び補助事業等1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1(3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。</p> <p>2) 1)又は2)の場合、地方支分部局等は、評価に係る資料及び予算化等に係る対応方針(独立行政法人等が行う補助事業又は補助事業等の場合は、補助金交付等に係る対応方針)を本省等に送付するものとする。</p>
<p>第7 施行</p> <p>1 本要領は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領(平成20年7月1日改定)」は、廃止する。</p>	<p>第7 施行</p> <p>1 本要領は、平成21年612月124日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領(平成201年76月1日改定)」は、廃止する。</p>

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(改定)

原文	改定
<p>第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 再評価の実施手続</p> <p>(2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。</p> <p>① 第3の1(1)に該当する事業にあっては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。</p> <p>② 第3の1(2)に該当する事業にあっては、事業採択後10年目の年度末までに実施する。ただし、第3の1(2)に掲げる予備的な検討については、事業採択後5年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施する。</p> <p>③ 第3の1(3)に該当する事業にあっては、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。</p> <p>④ 第3の1(4)に該当する事業にあっては、再評価実施時から別紙-2に示す期間経過後の年度末までに実施する。</p>	<p>第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 再評価の実施手続</p> <p>(2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、個別箇所です算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。</p> <p>① 第3の1(1)に該当する事業にあってはのうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。</p> <p>② 第3の1(2)に該当する事業にあってはのうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後10年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施する。ただし、第3の1(2)に掲げる予備的な検討については、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業にあっては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあっては、事業採択後5年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業にあっては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあっては、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施する。</p> <p>③ 第3の1(3)に該当する事業にあってはのうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。</p> <p>④ 第3の1(4)に該当する事業にあってはのうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から別紙-2に示す期間経過後の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から別紙-2に示す期間経過後の年度末までに実施する。</p>
<p>2 再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存</p> <p>対応方針の決定者及び所管部局等は、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。</p>	<p>2 再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存</p> <p>対応方針の決定者及び所管部局等は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。</p>

<p>3 一括配分に係る事業に関する特例事項</p> <p>① 1(3)の規定については、以下のとおりとする。</p> <p>1) 直轄事業については、1(3)①の規定にかかわらず、地方支分部局等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成するとともに、当該事業の対応方針を決定する。</p> <p>2) 独立行政法人等施行事業及び補助事業等については、1(3)②及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分局等」と読み替えるものとする。</p> <p>3) 1)又は2)の場合、地方支分部局等は、対応方針及び対応方針の決定理由等(独立行政法人等が行う補助事業又は補助事業等の場合は、補助金交付等に係る対応方針等)を本省等に送付するものとする。</p>	<p>3 一括配分に係る事業に関する特例事項</p> <p>① 1(3)の規定については、以下のとおりとする。</p> <p>1) 直轄事業については、1(3)①の規定にかかわらず、地方支分部局等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成するとともに、当該事業の対応方針を決定する。</p> <p>21) 独立行政法人等施行事業及び補助事業等1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1(3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分局等」と読み替えるものとする。</p> <p>32) 1)又は2)の場合、地方支分部局等は、対応方針及び対応方針の決定理由等(独立行政法人等が行う補助事業又は補助事業等の場合は、補助金交付等に係る対応方針等)を本省等に送付するものとする。</p>
<p>第8 施行</p> <p>1 本要領は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(平成20年7月1日改定)」は、廃止する。</p>	<p>第8 施行</p> <p>1 本要領は、平成21年612月124日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(平成201年76月1日改定)」は、廃止する。</p>

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領(改定)

原文	改定
<p>第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>(2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。</p> <p>① 第3の1に該当する事業にあっては、事業採択後3年目の年度末までに実施する。</p> <p>② 第3の2に該当する事業にあっては、事業採択後7年目の年度末までに実施する。ただし、第3の2に掲げる予備的な検討については、事業採択後5年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施する。</p> <p>③ 第3の3に該当する事業にあっては、再評価実施時から3年間が経過後の年度末までに実施する。</p>	<p>第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>(2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、個別箇所です算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。</p> <p>① 第3の1に該当する事業にあってはのうち、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後3年目の年度末までに実施する。</p> <p>② 第3の2に該当する事業にあってはのうち、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後7年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後7年目の年度末までに実施する。ただし、第3の2に掲げる予備的な検討については、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業にあっては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあっては、事業採択後5年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業にあっては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあっては、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施する。</p> <p>③ 第3の3に該当する事業にあっては、のうち、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から3年後の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から3年間が経過後の年度末までに実施する。</p>
<p>3 再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存</p> <p>対応方針の決定者及び所管部局等は、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。</p>	<p>3 再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存</p> <p>対応方針の決定者及び所管部局等は、1(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。</p>
<p>4 一括配分に係る事業に関する特例事項</p> <p>① 1(3)の規定については、以下のとおりとする。</p> <p>1) 直轄事業については、1(3)①の規定にかかわらず、地方支分部局等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成するとともに、当該事業の対応方針を決定する。</p> <p>2) 独立行政法人等施行事業及び補助事業等については、1(3)②及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。</p> <p>3) 1)又は2)の場合、地方支分部局等は、対応方針及び対応方針の決定理由等(独立行政法人等が行う補助事業又は補助事業等の場合は、補助金交付等に係る対応方針等)を本省等に送付するものとする。</p>	<p>4 一括配分に係る事業に関する特例事項</p> <p>① 1(3)の規定については、以下のとおりとする。</p> <p>1) 直轄事業については、1(3)①の規定にかかわらず、地方支分部局等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成するとともに、当該事業の対応方針を決定する。</p> <p>2) 独立行政法人等施行事業及び補助事業等1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1(3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。</p> <p>3) 1)又は2)の場合、地方支分部局等は、対応方針及び対応方針の決定理由等(独立行政法人等が行う補助事業又は補助事業等の場合は、補助金交付等に係る対応方針等)を本省等に送付するものとする。</p>
<p>第7 施行</p> <p>1 本要領は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領(平成20年7月1日改定)」は、廃止する。</p>	<p>第7 施行</p> <p>1 本要領は、平成21年6月24日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業のいわゆる「その他施設費」に再評価実施要領(平成20年7月1日改定)」は、廃止する。</p>